

お客様各位

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係わる「電気料金値引き」対応について

ワタミエナジー株式会社

ワタミエナジー株式会社（以下、当社）では、世界的な情勢を受けての電気代の異常高騰に対応するため、政府のすすめている「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に小売電気事業者として参画する申請をしました。本措置は、当社と電力需給契約のあるすべてのお客様が適用対象です。各月の電気料金の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、お客様の電気代高騰の負担を軽減します。適用にあたり、お客様からの参加お申込み手続きは必要ありません。当社による申請が国に採択され次第、あらためてお知らせいたします。

■「電気・ガス価格激変緩和対策事業」概要

1. 内容

2022年10月に政府において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」中のエネルギー価格高騰対策です。2023年1月使用（2月検針）分～電気料金単価の値引きを行います。

2. 対象

当社と低圧・高圧の電気需給契約があるすべてのお客様

3. 対象期間

2023年1月使用（2月検針）分～9月使用（10月検針）分の料金

4. 電気料金（税込）値引き単価

低圧契約のお客様	高圧契約のお客様
1 kWhあたり7円（税込）	1 kWhあたり3.5円（税込）

※2023年9月使用（10月検針）分は政府の補助が縮小し、低圧：1 kWhあたり3.5円（税込）、高圧：1 kWhあたり、1.8円（税込）となる予定で公表されております。

5. 値引き額の反映方法、明示について

燃料費調整単価から国が定める上記の値引き単価を差し引きます。また、内容については、電気料金の請求書等に明示します。

※燃料費調整制度の適用がない料金プランにつきましては、ご請求金額から国が定める単価をご使用量に応じて値引きします。

6. 申込み手続き

お客様からの値引き申込み手続きは必要ありません。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁のHPをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

以上